

## ■ 令和5年10月改訂版の書籍詳細

税理士 杉田 宗久／編著

令和5年11月25日発売

定価：2,090円（本体1,900円＋税） A5判 270頁

- 分厚くなりがちな相続実務のノウハウを、コンパクトなサイズに集約
- 「相続時精算課税に係る基礎控除の創設」など、注目の5年度改正に対応

- ・ 民法の基礎知識から始まり、財産評価の実務、相続時精算課税制度や事業承継税制はもちろん、申告スケジュールや必要な収集資料など、相続税・贈与税実務を網羅しています。
- ・ 計算例等の補足や、フローチャートによる図示、計算書や申告書の様式等には具体的記入例を掲載するなど、使用頻度・重要度の高い内容をわかりやすく、実務手順にまとめた相続税実務の座右の書です。

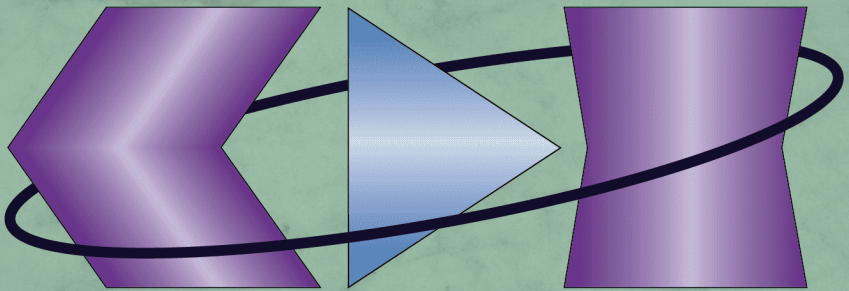
令和5年10月改訂版

実務家のための

# 相続税 ハンドブック

税理士 杉田宗久 編著

- 令和5年度の主な改正事項
- 民法の基礎知識
- 相続税申告のための確認資料
- 財産評価
- 相続時精算課税
- 事業承継税制



## 相続税額の早見表

### 1. 相続人が配偶者と子の場合（法定相続分に従って財産を取得した場合）

- ①  $\left\{ (\text{課税価格} - \text{基礎控除}) \times \frac{1}{2} \times \frac{1}{\text{子の数}} \times \text{税率} - \text{控除額} \right\} \times \text{子の数}$
- ②  $(\text{課税価格} - \text{基礎控除}) \times \frac{1}{2} \times \text{税率} - \text{控除額}$
- ③ 相続税の総額(①+②) - 配偶者の税額軽減  $\left( (\text{①} + \text{②}) \times \frac{1}{2} \right)$  → 下表記載税額

相続人 課税価格	配偶者と子 1 人	配偶者と子 2 人	配偶者と子 3 人	配偶者と子 4 人
基礎控除	4,200万円	4,800万円	5,400万円	6,000万円
6,000万円	90万円	60万円	30万円	0
8,000万円	235万円	175万円	137万円	100万円
1 億円	385万円	315万円	262万円	225万円
1 億5,000万円	920万円	748万円	665万円	588万円
2 億円	1,670万円	1,350万円	1,217万円	1,125万円
3 億円	3,460万円	2,860万円	2,540万円	2,350万円
5 億円	7,605万円	6,555万円	5,962万円	5,500万円
10億円	1 億9,750万円	1 億7,810万円	1 億6,635万円	1 億5,650万円

### 2. 相続人が子だけの場合

$\left\{ (\text{課税価格} - \text{基礎控除}) \times \frac{1}{\text{子の数}} \times \text{税率} - \text{控除額} \right\} \times \text{子の数} \rightarrow \text{下表記載税額}$

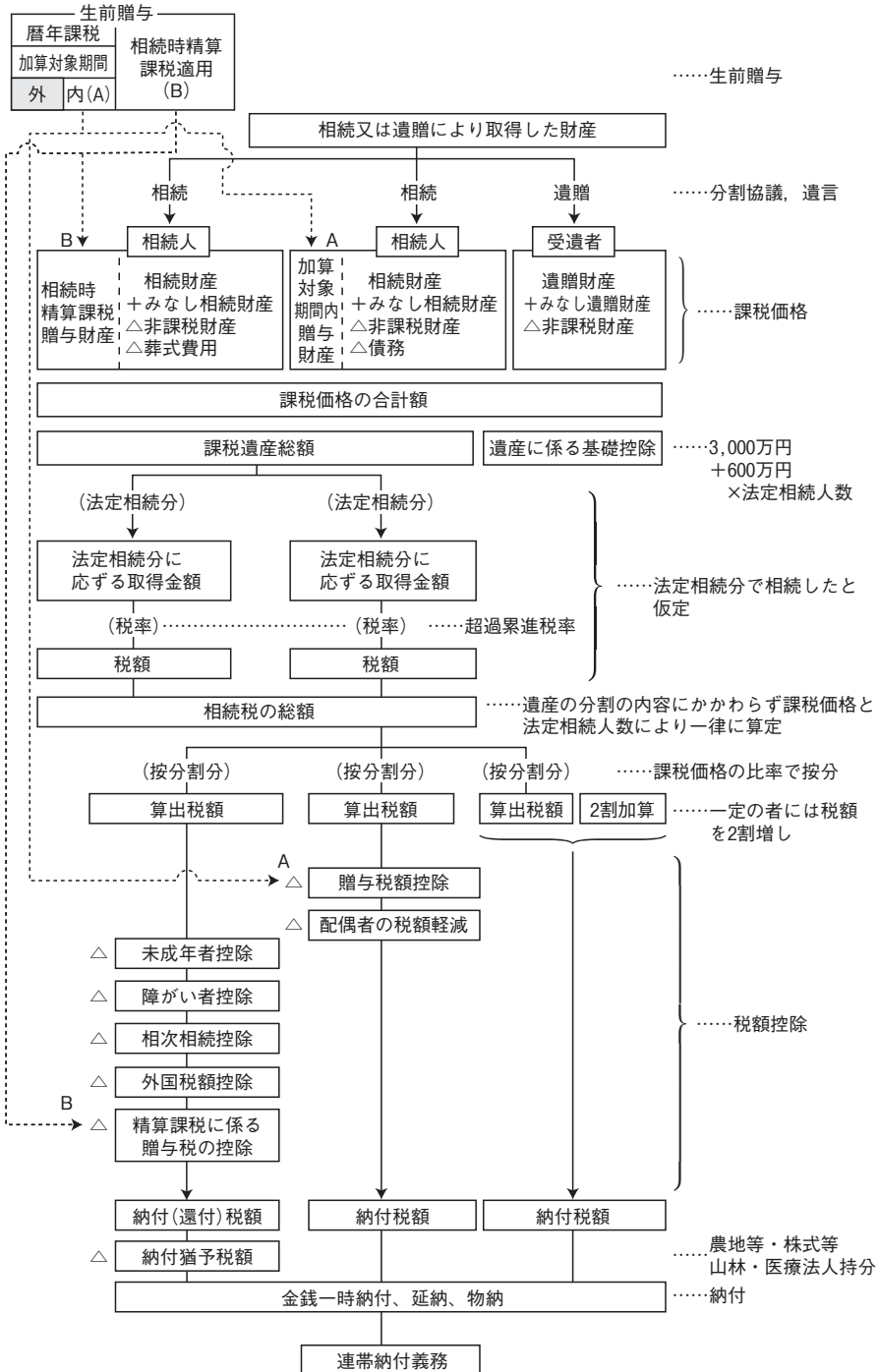
相続人 課税価格	子 1 人	子 2 人	子 3 人	子 4 人
基礎控除	3,600万円	4,200万円	4,800万円	5,400万円
6,000万円	310万円	180万円	120万円	60万円
8,000万円	680万円	470万円	330万円	260万円
1 億円	1,220万円	770万円	630万円	490万円
1 億5,000万円	2,860万円	1,840万円	1,440万円	1,240万円
2 億円	4,860万円	3,340万円	2,460万円	2,120万円
3 億円	9,180万円	6,920万円	5,460万円	4,580万円
5 億円	1 億9,000万円	1 億5,210万円	1 億2,980万円	1 億1,040万円
10億円	4 億5,820万円	3 億9,500万円	3 億5,000万円	3 億1,770万円

### 3. 相続人が配偶者と兄弟姉妹の場合

- ①  $\left\{ (\text{課税価格} - \text{基礎控除}) \times \frac{1}{4} \times \frac{1}{\text{兄弟姉妹の数}} \times \text{税率} - \text{控除額} \right\} \times \text{兄弟姉妹の数}$
- ②  $(\text{課税価格} - \text{基礎控除}) \times \frac{3}{4} \times \text{税率} - \text{控除額}$
- ③ 相続税の総額(①+②) - 配偶者の税額軽減  $\left( (\text{①} + \text{②}) \times \frac{3}{4} \right)$  → 下表記載税額

相続人 課税価格	配偶者と兄弟姉妹 1 人	配偶者と兄弟姉妹 2 人	配偶者と兄弟姉妹 3 人
基礎控除	4,200万円	4,800万円	5,400万円
6,000万円	49万円	30万円	15万円
8,000万円	118万円	98万円	77万円
1 億円	209万円	178万円	151万円
1 億5,000万円	521万円	469万円	425万円
2 億円	908万円	833万円	769万円
3 億円	1,819万円	1,680万円	1,612万円

# ■相続税の計算のあらまし



■相続税の計算例(P.154参照)

相続人は配偶者と子2人で、相続財産及び債務・葬式費用をそれぞれ次表のように取得及び承継した場合。

	配偶者	子A	子B
①相続財産	2億2,000万円	1億円	4,800万円
②債務・葬式費用	2,000万円	—	—
③課税価格(①-②)	2億円	1億円	4,800万円

(i)課税価格の合計額 2億円+1億円+4,800万円=3億4,800万円

(ii)基礎控除 法定相続人3人⇒3,000万円+600万円×3人=4,800万円

(iii)課税遺産総額 (i)-(ii)=3億円

(iv)法定相続分に応ずる各取得金額

配偶者…3億円× $\frac{1}{2}$ =1億5,000万円

子 …3億円× $\frac{1}{2}$ × $\frac{1}{2}$ =7,500万円

子 …3億円× $\frac{1}{2}$ × $\frac{1}{2}$ =7,500万円

(v)速算表(表紙裏参照)で税額計算

配偶者…1億5,000万円×40%-1,700万円=4,300万円

子 …7,500万円×30%-700万円=1,550万円

子 …7,500万円×30%-700万円=1,550万円

(vi)相続税の総額

4,300万円+1,550万円+1,550万円=7,400万円

(vii)各人ごとの算出税額( )は、按分割合

配偶者…7,400万円×2億円/3億4,800万円(0.57)=4,218万円

子A …7,400万円×1億円/3億4,800万円(0.29)=2,146万円

子B …7,400万円×4,800万円/3億4,800万円(0.14)=1,036万円

(viii)相続税額の2割加算

子Aが孫養子であると仮定すると、

2,146万円×20%=429.2万円

子Aの税額は、2,146万円+429.2万円=2,575.2万円

(ix)税額控除

2割加算後の各人の相続税額から、次の順に税額控除をします。

①贈与税額控除

②配偶者に対する相続税額の軽減(P.156参照)

$$7,400万円 \times \frac{\left. \begin{array}{l} 3億4,800万円 \times \frac{1}{2} \\ 1億6,000万円 \end{array} \right\} \text{いずれか} \Rightarrow 1億7,400万円 \left. \begin{array}{l} \text{多い方} \\ 2億円 \end{array} \right\} \text{いずれか} \Rightarrow 1億7,400万円}{3億4,800万円} = 3,700万円$$

配偶者の税額

4,218万円-3,700万円=518万円

③未成年者控除

④障がい者控除

⑤相次相続控除

⑥外国税額控除

## 目 次

令和5年10月改訂版

# 実務家のための 相続税ハンドブック

相続税の速算表・贈与税（暦年課税）の速算表・相続と生前贈与の比較 相続税額の早見表	1
■相続税の計算のあらまし	2
■相続税の計算例	3

## 令和5年度の主な改正事項と適用時期

(参考) 令和6年からの相続時精算課税贈与と暦年課税贈与	14
------------------------------	----

## 民法の基礎知識

■相続開始の時期	15
■相続人の範囲	15
■相続順位	15
■養子・特別養子	15
■嫡出子・非嫡出子	16
■法定相続分	16
■親族の範囲	17
■相続の承認・放棄	18
■相続人の不存在	19
■遺産分割	19
■遺言	20
■配偶者短期居住権	22
■配偶者居住権	22
■遺留分	23
■共同相続における権利の承継の対抗要件	24
■特別の寄与	24
■戸籍	24
■土地の相続登記の申請義務化	25
■遺留分に関する民法の特例	25

## 準確定申告等

■所得税の準確定申告等	31
-------------	----

## 相続税

■納税義務者	33
■法人等に対する贈与又は遺贈	34
1. 法人等に対して遺贈があった場合	34
2. 相続財産を贈与した場合	35
3. 特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭についての非課税	36
4. 法人等に財産を贈与又は遺贈した者に対する課税	36
5. 措置法第40条と第70条の比較	37
■申告書の提出義務者・提出期限・提出先・添付書類	38

■課税財産と非課税財産	40
■相続税の申告のための確認資料	41
相続人の確定・財産の分割等／土地／家屋	41
立木／上場株式等／取引相場のない株式等／公社債等	42
預貯金・現金／生命保険等／退職金等／貸付金等／事業用財産／その他の財産	43
債務／葬式費用	43
小規模宅地等／生前贈与／配偶者の税額軽減／税額計算等／農地等の納税猶予	44
■財産の所在の判定	44

## 財産評価（課税価格）

■土地及び土地の上に存する権利	45		
1. 通則	45		
2. 宅地	46		
[土地及び土地の上に存する権利の評価についての調整率表]	48		
3. 農地	58		
4. 山林	61		
5. 雑種地	62		
■小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例	63		
1. 適用対象の土地等	63		
2. 事業用宅地等	64		
3. 特定事業用宅地等	65		
4. 特定同族会社事業用宅地等	66		
5. 貸付事業用宅地等	67		
[事業用宅地等の形態と減額割合]	68		
6. 居住用宅地等	69		
[居住用・貸付用等の判定]	69		
7. 特定居住用宅地等	70		
8. 郵便局舎の敷地の用に供されている宅地等	71		
9. 申告手続	72		
10. 3年以内に分割された場合の手続	73		
■借地権・定期借地権などの評価	74		
・借地権	74		
・定期借地権	76		
・地上権・区分地上権・地役権	78		
・貸家建付借地権等ほか	79		
・配偶者居住権	80		
■家屋等の評価	83		
■構築物の評価	85		
■果樹等及び立竹木の評価	85		
■動産等の評価	87		
・一般動産（87）	・たな卸商品等（87）	・書画骨とう品（88）	
・電話加入権（88）	・営業権（89）	・特許権等（90）	・著作権（90）
■未支給年金等・売買契約後の相続開始・未収法定果実	91		
■上場株式の評価	92		
■気配相場等のある株式の評価	94		

■取引相場のない株式の評価	95
1. 取引相場のない株式の評価方式の判定（フローチャート）	95
2. 株主の判定	96
3. 会社規模の判定	101
4. 純資産価額方式	105
5. 類似業種比準価額方式	110
6. 特定の評価会社	116
7. 一般の評価会社の評価方法	119
8. 株式等保有特定会社	120
9. 種類株式の評価	123
■株式に関する権利の評価	126
■出資等の評価	127
■公社債等の評価	129
1. 公社債	129
2. 貸付信託受益証券	131
3. 証券投資信託受益証券	131
4. 不動産投資信託証券（J-REIT）	131
■ゴルフ会員権の評価	132
■貸付金債権の評価	132
■預貯金の評価    ■邦貨換算    ■暗号資産	133
■家族名義の預金等	134
■生命保険金等	137
1. 生命保険契約等に関する課税関係	137
2. 生命保険契約に関する権利	138
3. 生命保険金等	138
4. 定期金に関する権利	141
5. 保証期間付定期金に関する権利	141
6. 契約に基づかない定期金に関する権利	141
■退職手当金等	142
■信託に関する特例	145
■特別寄与者が特別寄与料の支払を受けた場合	146
■葬式費用	147
■債務控除	148

## 相続税（税額計算等）

■相続開始前7年以内（3年以内）の贈与財産と贈与税額控除	150
■遺産に係る基礎控除	153
■各人ごとの相続税額	154
■配偶者の税額軽減	156
・配偶者の税額軽減額の計算	156
・仮装隠ぺいがあった場合	158
■未成年者控除	159
■障がい者控除	160
■相次相続控除	162
■外国税額控除	164
■未分割の場合の申告手続き	165
1. 課税価格の計算	165



2. 遺産の一部が未分割である場合の申告方式	165
3. 未分割の場合に適用できない規定	165
4. 分割後の手続き	169
■相続税の期限後申告等	170
■延納	171
■物納	179
■連帯納付義務	193
■農地等に係る納税猶予の特例	194
（参考）特定生産緑地制度	204
■相続税における重加算税の取扱い	205
■国外財産調書・財産債務調書	207
■相続財産の譲渡	209

## 贈与税（暦年課税）

■納税義務者	210
■贈与による財産の取得時期	211
■贈与税の課税財産（贈与の意義・扶養義務者からの贈与・本来の贈与財産・みなし贈与財産）	211
■使用貸借による土地の借受けがあった場合	215
■非課税財産	216
■直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税	217
■直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税	219
■直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税	221
■贈与税の配偶者控除	226
■外国税額控除	227
■贈与税の計算	228
■申告・納税・開示	229

## 相続時精算課税制度

1. 概要	231
2. 適用対象者の要件	231
3. 適用手続	232
4. 相続時精算課税制度に係る贈与税	233
5. 相続時精算課税制度における相続税額の計算	234
6. 相続税納税の権利義務の承継	235
7. 住宅取得等資金に係る相続時精算課税	236

## 法人版 特例事業承継税制

■特例措置と一般措置の比較	238
■特例事業承継税制における用語	238
■適用対象となる中小企業者の範囲	238
■特例承継計画の提出・確認	239
■非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例	239
■非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例	248
■担保の提供	256
■資産保有型会社・資産運用型会社	258

## 個人版 事業承継税制

1. 個人版事業承継税制の概要	261
2. 特定事業用資産	261
[小規模宅地等の特例との適用関係]	261
3. 贈与税の納税猶予及び免除	262
4. 先代事業者が死亡した場合の相続税の納税猶予	265
5. 相続税の納税猶予及び免除	265

## その他

■被相続人・相続人の税務手続	267
■和暦・西暦の換算	268
■尺貫法の換算 ■不動産取得税の税率 ■登録免許税の税率	269
■相続開始後の申告手続スケジュール（非上場株式等のない場合）	270

### — 凡 例 —

法 相続税法 令 相続税法施行令 規 相続税法施行規則 相基通 相続税法基本通達 評基通 財産評価基本通達 民 民法 法法 法人税法 法令 法人税法施行令 法基通 法人税基本通達 円滑化法 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律 円滑化規 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則 国外送金等調書法 内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律	通法 国税通則法 措法 租税特別措置法 措令 租税特別措置法施行令 措規 租税特別措置法施行規則 措通 租税特別措置法関係通達 所法 所得税法 所令 所得税法施行令 所基通 所得税基本通達 消法 消費税法
--	--

## 本書の利用にあたって

本書は、ある程度相続税法についての基礎的な知識を有しておられる方が、実務をされるときに、少しでもお役に立つことを目的として作られています。そのため、ハンディタイプにし、また、図表などを多く用いています。もとより税法の詳細な解説を行うものではありません。

また、本書は令和5年10月1日現在の法令に基づいています。なお、ご利用にあたっては法令集などにより、ご確認いただきたいと思います。

掲載されている各項目については筆者が今までの申告実務に際して必要性を感じたものを特に詳しく解説していますが、読者の方々のご意見ご要望をできるだけたくさん頂き、改訂を重ねていきたいと思っております。

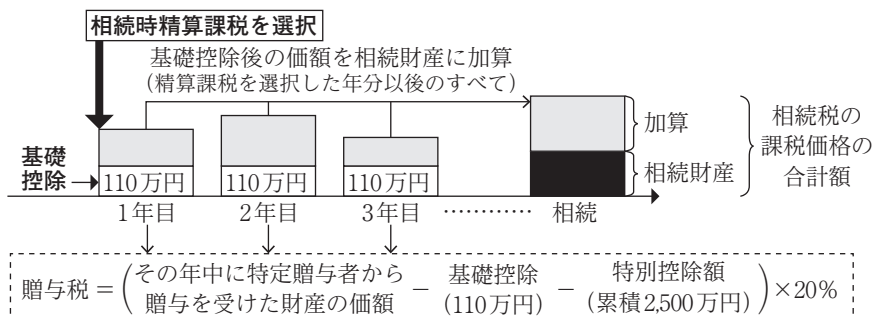
# 令和5年度の主な改正事項と適用時期

改正

## 1. 相続時精算課税に係る基礎控除の創設

改正の概要	参考法令等
<ul style="list-style-type: none"> <li>相続時精算課税適用者が特定贈与者から贈与により取得した財産に係るその年分の贈与税について、暦年課税の基礎控除とは別に、贈与税の課税価格から基礎控除110万円が控除されることとなりました。 ※ P.14 (参考) 令和6年からの相続時精算課税贈与と暦年課税贈与</li> <li>特定贈与者の死亡に係る相続税の課税価格に加算される、その特定贈与者から贈与により取得した財産の価額は、贈与を受けた年分ごとに基礎控除額110万円を控除した残額とされました。</li> <li>相続時精算課税に係る基礎控除が設けられたため、特定贈与者から贈与を受けた財産の価額が基礎控除以下である場合には贈与税の申告が不要となるため、このような場合には相続時精算課税選択届出書のみを提出しなければならないこととされました。</li> </ul>	<p>相法21の11の2、措法70の3の2、相令5の2、措令40の5の2</p> <p>相法21の15、21の16</p> <p>相令5、5の6、相規10</p>
<p>▶ 令和6年1月1日以後に贈与により取得する財産に係る贈与税又は相続税について適用</p>	

### (1) 改正後の相続時精算課税 (イメージ)



### (2) 基礎控除についての留意点

- ① 相続時精算課税に係る基礎控除は、受贈者1人について毎年110万円であり、同一年に2人以上の特定贈与者から贈与を受けた場合でも基礎控除は110万円です。  
(例) 「父→子、母→子」の相続時精算課税贈与があったときは、110万円を贈与税の課税価格の比で按分します。
- ② 暦年課税の基礎控除は、相続時精算課税を選択した特定贈与者からの贈与については適用できません。  
(例) 「父→子」で相続時精算課税を選択すると、父から子への贈与について暦年課税は適用できず、基礎控除は相続時精算課税分の110万円だけです。
- ③ 暦年課税に係る基礎控除は、受贈者ごとに1年110万円であり、例えば「父→子」は相続時精算課税贈与で、「母→子」が暦年課税贈与の場合には、それぞれについて基礎控除の限度額は110万円となり、子は年間最大220万円までの贈与について贈与税が課税されません。

# 民法の基礎知識

## ■相続開始の時期

(民31)

(民32の2)

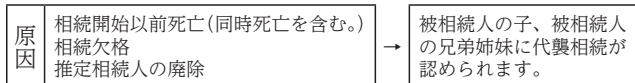
- 自然的死亡 { 現実の死亡事実発生時  
認定死亡→戸籍記載の死亡時点  
※認定死亡…震災や洪水などで死亡したことが確実でありながら死亡の確認ができないときには、警察署等が市町村に死亡報告をし、戸籍簿に死亡の記載がされます。
- 失踪宣告 { 普通失踪→7年間の失踪期間満了の時に死亡とみなす  
危難失踪→危難の去った時に死亡とみなす  
(危難(地震や火災など)が去ってから1年間の生死不明のときに失踪宣告)
- 同時死亡の推定…死亡の先後関係が明らかでないときには、同時に死亡したものと推定されます。

## ■相続人の範囲



①子・直系尊属…実子と養子、嫡出子と非嫡出子の区別による差はありません。

### ②代襲相続



(民886)

- ③再代襲は被相続人の子についてのみ(兄弟姉妹の代襲相続は一代限り。)
- ④相続開始時に胎児であった者については、既に生まれたものとみなされます。ただし、死産の場合にはこの規定は適用されません。

## ■相続順位

- 第1順位… 子及び代襲相続人 + 配偶者
- 第2順位… 直系尊属(親等の近い順) + 配偶者
- 第3順位… 兄弟姉妹及び代襲相続人 + 配偶者

## ■養子・特別養子

	特別養子	普通養子
養親の制限	25歳以上と20歳以上の夫婦で共に養親	20歳以上である者
養子の制限	原則として15歳(令和2年3月31日以前は6歳)未満	養親より年少者
縁組の手続き	家庭裁判所の審判が必要	養子が未成年者でなければ当事者の届出のみ
実親等の同意	実父母の同意が必要	養子が満15歳未満のときは、法定代理人が承諾をする。
親子関係	実方との親族関係は終了する。	実方の親族関係は存続する。
戸籍の記載	養子との文言の記載がない。	養子と明記される。
離縁	家庭裁判所の審判が必要 養親からの請求不可	当事者の協議で可能。養子、養親のいずれでも訴え提起可

(民809)

被相続人の養子は、縁組の日から養親(被相続人)の嫡出子としての身分を取得します。

(民817の9)

夫婦は共同して養子縁組をしなければなりません。独身時代に縁組をした場合には、夫婦の一方だけの養子となります。特別養子制度は実方の親子関係が終了します。普通養子は実父母との親子関係が維持され

# 相続税

## ■ 納税義務者

### 納税義務者

(法1の3)  
右図は令和3年4月1日以後の相続開始についてのものです。

※個人とみなされる納税義務者(法66①②④)は次ページ参照

相続人 被相続人		国内に住所			
		あり		なし	
		一時居住者以外	一時居住者	日本国籍	
あり	なし				
			10年以内に住所あり	10年以内に住所なし	
あり	外国人被相続人		③	②	④
	10年以内に住所あり	日本国籍あり			
なし	10年以内に住所あり	日本国籍なし	③	②	④
	なし	非居住被相続人			

- 一時居住者とは、相続開始の時ににおいて在留資格を有する者であって、その相続開始前15年以内において国内に住所を有していた期間の合計が10年以下であるものをいいます。
- 外国人被相続人とは、相続開始の時ににおいて、在留資格を有し、かつ、国内に住所を有していたその相続に係る被相続人をいいます。
- 非居住被相続人とは、相続開始の時ににおいて、国内に住所を有していなかったその相続に係る被相続人であって、(ア)その相続開始前10年以内のいずれかの時ににおいて国内に住所を有していたことがあるもののうち、そのいずれの時ににおいても日本国籍を有していなかったもの、又は、(イ)その相続開始前10年以内のいずれの時ににおいても国内に住所を有していないものが、をいいます。

課税財産		相続人の住所が国内	相続人の住所が国外
	国内・国外財産	①居住無制限納税義務者	②非居住無制限納税義務者
	国内財産だけ	③居住制限納税義務者	④非居住制限納税義務者

(注) 相続等により財産を取得した時ににおいて日本国内を離れている場合でも、国外出張、国外興行等により一時的に日本国内を離れているにすぎない者については、その者の住所は日本国内にあることになります。

- 贈与により相続時精算課税制度の適用を受ける財産を取得した個人(上記①～④に該当する者を除きます。)を**特定納税義務者**といい、課税財産の範囲は相続時精算課税適用財産のみとなります。

### (納税義務者の相続税法の適用関係)

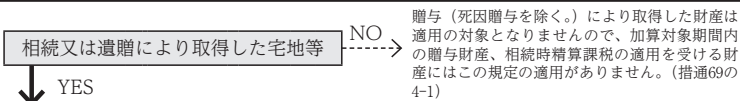
(法19の2)  
(法19の3)  
(法19の4)  
(法20の2)  
(法62)

納税義務者	①居住無制限	②非居住無制限	③居住制限	④非居住制限
債務控除(法13)	法13①各号に定めるものの金額のうち、その者の負担に属する部分		法13②各号に定めるものの金額のうち、その者の負担に属する部分	
配偶者控除	○	○	○	○
未成年者控除	○	○	×	×
障がい者控除	○	×	×	×
外国税額控除	○	○	×	×
納税地	住所地※	法62②適用有り※	住所地※	法62②適用有り

※法附則(昭和25年法律第73号)第3項の適用がある場合を除きます。

# ■小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例

1. 適用対象の土地等  
(措法69の4、措令40の2②)



棚卸資産及び棚卸資産に準ずる資産以外の宅地等

(措規23の2①、郵政民営化法180①、措通69の4-27)

建物<sup>\*1</sup>  
又は構築物<sup>\*2</sup>  
又は郵便窓口業務等を行う郵便局<sup>\*3</sup>  
の敷地となっている宅地等(借地権などを含みます)

- \*1 温室など耕作用を除く
- \*2 耕作用、採草放牧用を除く
- \*3 P.71の8.に記載の要件すべてに該当するものに限る

• 建物の一部が被相続人の事業の用若しくは居住の用又は郵便局舎の用に供されていた場合には、それぞれの用に供されている部分の床面積がその建物等の総床面積に占める割合を乗じて、以下の按分計算を行います。

$$\left( \text{その建物等の敷地の用に供されている宅地等の面積} \right) \times \frac{\left( \text{その建物等のうち事業・居住等の用に供されている部分の床面積} \right)}{\text{その建物等の総床面積}}$$

※上記算式における「事業・居住等の用に供されている部分の床面積」は、次の算式により計算します。

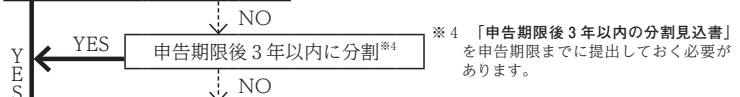
$$\left( \text{その建物等のうち事業・居住等の用に専ら供している部分の床面積 (A)} \right) + \left( \text{その建物等のうち事業・居住等の用とそれ以外の用に併用されている部分の床面積 (B)} \right) \times \frac{\text{(A)}}{\text{(その建物等の総床面積 - (B))}}$$

(措通69の4-3)

• 土地区画整理事業等の施行による仮換地指定に伴い、従前地及び仮換地について使用収益が禁止されている場合で、仮換地を居住用又は事業用に供する予定がなかったと認めるに足る特段の事情がないときは、従前地は小規模宅地等の特例の対象とされます。

(措法69の4④)

相続税の申告期限までの分割



※4 「申告期限後3年以内の分割見込書」を申告期限までに提出しておく必要があります。

(措令40の2②④⑤)

被相続人等の相続開始直前における宅地等の用途

事業用宅地等 (P.64)

- 特定事業用宅地等 (P.65)
- 特定同族会社事業用宅地等 (P.66)
- 貸付事業用宅地等 (P.67)

居住用宅地等 (P.69)

- 特定居住用宅地等 (P.70)

(措法69の4②)

〈適用対象となる限度面積〉

区分	限度面積		減額割合
① 特定事業用宅地等・特定同族会社事業用宅地等	面積合計400m <sup>2</sup> 以下	①と②は併用可(最大730m <sup>2</sup> )	80%
② 特定居住用宅地等			80%
③ 貸付事業用宅地等	①×(200/400)+②×(200/330)+③≤200m <sup>2</sup>		50%

# 贈与税（暦年課税）

## ■納税義務者

1. 個人である納税義務者（法1の4）  
右図は令和3年4月1日以後の贈与についてのものです。

贈与者		受贈者		国内に住所			
				あり		なし	
				一時居住者以外	一時居住者	日本国籍	
あり	なし	なし					
					10年以内に住所あり	10年以内に住所なし	
国内に住所	あり	外国人贈与者		③	④		
	なし	10年以内に住所あり	日本国籍あり	①	②	④	
	なし	非居住贈与者	③				

- 一時居住者とは、贈与の時において在留資格を有する者であって、その贈与前15年以内において国内に住所を有していた期間の合計が10年以下であるものをいいます。
- 外国人贈与者とは、贈与の時において、在留資格を有し、かつ、国内に住所を有していたその贈与をした者をいいます。
- 非居住贈与者とは、贈与の時において国内に住所を有していなかったその贈与をした者であって次のものをいいます。
  - (ア) その贈与前10年以内のいずれかの時において国内に住所を有していたことがあるもののうち、そのいずれの時においても日本国籍を有していなかったもの
  - (イ) その贈与前10年以内のいずれの時においても国内に住所を有していないもの

課税財産	受贈者の住所		
	国内	国外	
	国内・国外財産	①居住無制限納税義務者	②非居住無制限納税義務者
	国内財産だけ	③居住制限納税義務者	④非居住制限納税義務者

2. 個人とみなされる納税義務者（法66）

区分	例	法人税課税	贈与税
人格のない社団等	PTA、同窓会等	益金算入	課税
公益法人等	学校法人、宗教法人等	益金算入	
		相続税・贈与税の不当減少にならない	

# 相続時精算課税制度

## 1. 概要

(法21の9～21の18、令5～5の6、規10～12)

- 相続時精算課税制度は、原則として60歳以上の直系尊属から18歳以上（令和4年3月31日以前の贈与については、20歳以上）である者で、贈与をした者の直系卑属（子や孫）である推定相続人又は孫への贈与について、受贈者の選択により、その贈与者とその受贈者の贈与について、暦年単位による贈与税の課税方式（暦年課税）に代えて、適用を受けるものです。
- 令和6年1月1日以後に贈与により取得する財産については、暦年課税の基礎控除とは別に、受贈者1人につき、贈与税の課税価格から基礎控除110万円が控除されます（同一年に2人以上の特定贈与者から贈与を受けた場合、110万円を特定贈与者ごとの贈与税の課税価格であん分します）。また、特定贈与者の死亡に係る相続税の課税価格に加算される贈与財産の価額は贈与を受けた年分ごとに基礎控除110万円を控除した残額とされます。
- 贈与時には基礎控除額（年110万円）及び特別控除額（累積で2,500万円）を超える部分について一律20%の税率による贈与税を納付し、贈与者の相続時には、その贈与財産の価額を課税価格に合計して相続税額を計算し、既に納付した贈与税相当額を控除する仕組みで、相続税・贈与税の一体化措置とされています。

$$\left( \begin{array}{l} \text{特定贈与者} \\ \text{ごとの} \\ \text{贈与財産の} \\ \text{価額} \end{array} - \begin{array}{l} \text{基礎控除} \\ \text{(110万円)} \end{array} - \begin{array}{l} \text{特定贈与者ごとの特別控除額} \\ \text{2,500万円(前年以前に控除した} \\ \text{金額があるときは、その残額)} \end{array} \right) \times 20\%$$

- また、相続財産が基礎控除以下と予想されるなど、相続税が課されない場合には、基礎控除額及び特別控除額までは相続税も贈与税も課されずに、子や孫が生前に受け取ることができます。さらに、相続時の精算は贈与時の価額により行いますので、評価額が上昇することが見込まれる財産については早目の財産移転が有利となります。なお、いったん相続時精算課税制度を選択するとその贈与者とその受贈者の間の贈与について暦年贈与は出来なくなります。
- 相続時精算課税の基礎控除110万円を超える場合には精算課税贈与の申告が必要となります。
- 自宅等の敷地については相続税では小規模宅地等の特例がありますが、これを相続時精算課税による贈与をすると、相続時には相続財産ではないため、小規模宅地等の特例の適用はありません。

## 2. 適用対象者の要件

(法21の9、措法70の2の6)

贈与者	贈与をした年の1月1日において <b>60歳以上</b>
受贈者	贈与者の推定相続人である直系卑属のうち、贈与を受けた年の1月1日において <b>18歳以上</b> （令和4年3月31日以前の贈与については、20歳以上）である <b>子又は孫</b>

- (注) ①推定相続人の判定は、贈与時に行います。年の中で養子縁組をした場合や父の死亡により祖父の（代襲）推定相続人となった場合には、推定相続人となった時以後の贈与について適用があります。（推定相続人となる前の贈与には適用がありません。）
- ②養子の数についての制限はありません。
- ③贈与財産の種類・価額・贈与回数は問いません。（みなし贈与財